

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月10日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 4 号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第4条の2を削り、第4条の3を第4条の2とし、第4条の3の2を第4条の3とする。

第4条の6第1項第5号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第15項中「附則第7項又は第8項」を「附則第8項又は第9項」に、「附則第7項各号又は第8項各号」を「附則第8項各号又は第9項各号」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第7項又は第8項」を「附則第8項又は第9項」に、「附則第7項各号又は第8項各号」を「附則第8項各号又は第9項各号」に改め、同項を附則第15項とする。

附則中第13項を第14項とし、第5項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 条例附則第5条の8第1項及び第3項に規定する別に定める場合は、条例第28条第1項第1号に規定する公的年金等に係る所得を有する特別税額控除対象納税義務者（条例附則第5条の5第1項に規定する特別税額控除対象納税義務者をいう。）に係る均等割額を条例第32条の3第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の6の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 次に掲げる規則の規定中「から第4条の3まで」を「及び第4条の2」に改める。

(1) 京都市宿泊税条例施行規則第8条

(2) 京都市非居住住宅利活用促進税条例施行規則第 10 条

(行財政局稅務部稅制課)